

〔愚管抄七〕宮たちは入道親王とて、御室の中にも有がたかりしを、山にも二人○(順徳皇子、尊覺ならびておはしますめり、新院○順當今○後堀河)又二宮三宮の御子など云て、數えらずをさなき宮々法師法師にと、師共の許へあてがはるめり、

〔孝亮宿禰記〕慶長六年三月五日、今日親王御方、(中山大納言之女、大典侍局腹納也、○良仁)仁和寺御入室、烏丸大納言、廣橋大納言、中山中納言、勸修寺宰相、上冷泉、五條、予已上七人供奉之、於仁和寺五獻有之、親王御方只有御落涙、漸院家計有御對面、夕陽人々歸家、

今迄正親町院御所、親王爲御座所、今日令出彼御殿給之時、供奉人々各落涙也、○(演准后記)

〔夕拜備急至要抄下〕法親王宣下

日次 上卿大臣多奉行、大辨(大辨、中少辨、又有例)、勅別當(法親王或不仰之)、官外記、親族拜(一向無之)、仰詞(尊^一)
○(後鳥羽皇子)宜令爲親王
○(建保、祖父奉行之時如此)

法親王

〔本朝世紀〕康和元年正月三日丙午、法皇○白子覺行蒙親王宣旨、法興院太政大臣(兼家藤原)准三宮、入道師明親王叙二品之等例也、十一日甲寅、被下親王宣旨、覺上卿左大臣(俊房)

〔續世繼腹八々の御子〕仁和寺に覺行法親王ときこえたまひしは、白河の院のみこにおはす、御ぐしおろさせ給て、やうくおとなにならせ給ほしに、ひとかひぐしくおはしければ、さらに親王の宣旨かぶり給とぞきこえ侍りし、おは御むろとておはしましは、三條院の御子師明親王ときこえ給し、まだごにおはしまして、御子の御名えたまひければ、法師の、ちも、親王のせんじかぶり給はず、その宮につけたてまつりたまひしに、御でしのみや(行)覺はわらはにても、親王の御名えたまはねども、親王のせんじかぶり給へり、後二條のおと(藤原)出家の後は、例なきよし侍りけれども、白川院内親王といふこともあれば、法親王もなきかなからんとて、はじめて法師ののち、親王ときこえ給しなり、かくてのちぞうちつゝき、いづくにも出家の後の親王とくえ